

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏名 有限会社須田工業
代表取締役 須田哲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

複製厳禁

群馬県知事 大澤 正明

公開を目的とした
許可証（写）です。

許可の年月日 平成 28年 5月 24日

許可の有効期限 平成 33年 5月 23日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、⑤特) 廃PCB等、⑥特) PCB汚染物、⑦特) 廃水銀等、⑧特) 燃え殻、⑨特) 汚泥、⑩特) 鉍さい、⑪特) ばいじん（以上11種類）

※⑧、⑨、⑩及び⑪に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 28年 5月 24日 新規許可

平成 31年 2月 13日 変更許可

4 積替え許可の有無 有・無

市名 前橋市 許可番号 11460000261

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可証別紙1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃ア ルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
7メチル水銀化合物		-		-	-	-	-	-
7メチル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		○		-	-	○	○	-
水銀又はその化合物		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		○		-	-	○	○	-
カドミウム又はその化合物	○	○		-	-	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○		-	-	○	○	-
有機燐化合物		○		-	-			
六価クロム化合物	○	○		-	-	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○		-	-	○	○	-
シアン化合物		○		-	-			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	-	-	-			
テトラクロロエチレン		○	-	-	-			
ジクロロメタン		○	-	-	-			
四塩化炭素		○	-	-	-			
1,2-ジクロロエタン		○	-	-	-			
1,1-ジクロロエチレン		○	-	-	-			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	-	-	-			
1,1,1-トリクロロエタン		○	-	-	-			
1,1,2-トリクロロエタン		○	-	-	-			
1,3-ジクロロプロペン		○	-	-	-			
チウラム		○	-	-	-			
シマジン		○	-	-	-			
チオベンカルブ		○	-	-	-			
ベンゼン		○	-	-	-			
セレン又はその化合物	○	○		-	-	○	○	-
1,4-ジオキサン		○	-	-	-		○	
ダイキシン類	○	○		-	-		○	-

